

令和5年度 第4回静岡市入札監視委員会議事概要

開催日時	令和6年2月26日（月）午前10時00分から午後11時25分まで
開催場所	静岡市役所 静岡庁舎新館10階 契約課入札室 及び ZOOMを使用したオンライン開催
出席委員	委員長 坂本 真樹 （静岡大学） 委員 浅野 裕史 （公認会計士） 狩野 美知子 （しずおか市消費者協会） 中村 光央 （弁護士） 仁木 将人 （東海大学）
説明のため出席した 職員（審議順）	環境局 ごみ減量推進課 建設局 道路部 葵北道路整備課 経済局 農林水産部 水産漁港課 建設局 道路部 道路計画課 教育委員会事務局 教育局 教育施設課
事務局	契約課長、外5名
議題・報告	1 入札方式別工事・業務委託に係る発注案件の審査 （抽出事案は別紙1のとおり） 2 低入札価格調査結果について 3 入札参加停止等措置の状況について 4 令和6年度以降の入札監視委員会の開催について
委員からの意見・質問 等とそれに対する回答	別紙2のとおり

抽出事案一覧表

別紙 1

No	件名	入札・契約方式	担当課
①	令和5年度環ご第2号 一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事	一般競争入札 (総合評価方式 技術提案型 (WTO))	ごみ減量推進課
②	令和5年度葵北県公災第7号 (主)井川湖御幸線(松野)道路災害復旧工事	指名競争入札	葵北道路整備課
③	令和5年度水港委第1号 由比漁港外1漁港施設機能強化基本設計業務委託	制限付一般競争 入札	水産漁港課
④	令和5年度道計委第28号 両河内スマートIC(仮称)用地測量業務委託(その3)	指名競争入札	道路計画課
⑤	令和5年度教施工委第1号 中学校校舎空調設備設置工事实施設計業務委託	随意契約	教育施設課

1 入札方式別工事・業務委託に係る発注案件の審査	
① 令和5年度環ご第2号 一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事	
質問	回答
<p>Q1-1（浅野委員） 低入札価格調査を行ったということだが、資料47ページの低入札価格調査結果の報告案件一覧には掲載されていないが、何か理由があるのか。</p>	<p>A1-1（事務局） 低入札価格調査の結果、契約した案件が47ページの対象になってきます。今回のごみ減量推進課の案件は、低入札価格調査を行いました。それにより対象業者と契約をしないという結果でしたので、47ページの対象には入ってきていない状況にあります。</p>
<p>Q1-2（浅野委員） 低入札価格調査を行った案件すべてを記載しても良いのではないかと。</p>	<p>A1-2（事務局） 今回いただいたご意見を、事務局においても検討していきたいと思っております。</p>
<p>Q2-1（狩野委員） 調査基準価格というのは、業者の方もおおよそ推測できるのではないかとと思うが、それでも入札価格は調査基準価格を下回ったということか。</p>	<p>A2-1（事務局） 予定価格がわかった場合、調査基準価格もおおよそ推測できる業者さんはいらっしゃいます。ある程度、調査基準価格がわかっている、低入札の状況であっても、あえて調査基準価格を下回る金額をいれてきた可能性はあります。</p>
<p>Q2-2（狩野委員） 静岡市が求める低入札価格調査の要件を満たしていないことはわかっている、それでもあえて下回る価格を入れてきて、自分たちはそれでも通ると思ってその入札価格を入れてきたというところでしょうか。</p>	<p>A2-2（事務局） そのように推測されます。</p>
<p>Q2-3（狩野委員） 今回の工事は、前回（第3回入札監視委員会）審議した造成工事（一般廃棄物最終処分場埋立地等造成工事）と並行して行う</p>	<p>A2-3（ごみ減量推進課） そのとおりです。</p>

<p>という理解で良いですか。</p> <p>Q2-4（狩野委員） 14 ページの請負仮契約書のところで、6 の契約保証金の担保提供について、これは具体的にはどういったものが想定されるのか。</p> <p>Q2-5（狩野委員） 同契約書に解体工事に要する費用という記載がありますが、これは具体的にどこを解体する費用ですか。</p>	<p>A2-4（事務局） 契約保証を求めるということが決まっており、業者さんがどういうやり方をするか選択することができます。例えば現金納付、その他にも、国が設けている保証会社（シェアが大きいところだと東日本保証機関）に納付をする、という事があります。</p> <p>A2-5（ごみ減量推進課） 造成工事をする前からあった既存の法面のブロック積みにおける解体とその処分費となります。また、工事場所の隣に既設の水処理施設がありまして、そちらとの配管の取り合いが必要になってくるような部分もあるため、その配管を掘り起こす部分やアスファルトの部分が対象となります。</p>
---	--

② 令和 5 年度葵北県公災第 7 号 （主）井川湖御幸線（松野）道路災害復旧工事

質問	回答
<p>Q1-1（浅野委員） 最初入札不調で、再入札している状況ですが、再入札を行うときは予定価格が予測しやすくなるのでしょうか。</p> <p>Q1-2（浅野委員） 辞退された業者は、最初からやる気はなかったのでしょうか。</p>	<p>A1-1（事務局） 入札不調になった際に、応札者がいたか、いなかったかによって、御質問の内容が変わってきます。今回は 1 回目の入札を行った際には、応札者がゼロでした。この状況は、入札中止として予定価格等は公表しません。他のケースとしまして、応札者がいたけれど予定価格を超過して失格者が出たという場合は、予定価格を公表します。この場合は、2 回目の入札を行う際に、予定価格を入れ替える等の処置をして、別の発注という形でやっていきます。今回 1 回目の入札は、応札者がゼロであったため、予定価格は公表されませんでした。</p> <p>A1-2（事務局） 令和 4 年度の災害の規模が大きかったものですから、令和 4 年から 5 年にかけての災害復旧工事が通常よりも 200 件ほど多く発注されて、例年に</p>

<p>Q2-1 (仁木委員)</p> <p>国交省の管理のところは比較的早く復旧するというような感じがします。今、県や市の事業の不調が多いという話だったと思いますが、今回も1者しか入札に参加しないぐらいのところまで来てて、本当に大きな災害があったときの災害復旧が心配だなと感じる。行政として、業者を育てていく方向で何か検討していただきたい。</p> <p>Q2-2 (仁木委員)</p>	<p>比べて不調の発生率がとても高くなっています。これは静岡市だけの話ではなく、静岡県の発注する工事の不調率も、高い状況となっております。</p> <p>A2-1 (葵北道路整備課)</p> <p>6月から10月末までが雨が降る出水期となりまして、その期間を外した時期で工事をやるということ、国交省から条件が付いております。かなりタイトなスケジュールの中でやっているので、それを逸してしまうと、次の渇水期でやらなければならない。そうして時期がずれていき、時間がかかる結果的となってしまいます。また、災害査定で国の審査を経てから実施するという部分もあり、市だけで判断して進めていくということができていない状況があるため、どうしても時間がかかってしまっているということがあるかと思えます。</p> <p>(事務局)</p> <p>昨年度は、例年になく大規模な災害を被りましたが、災害自体が激甚化していく時代に入っているというのは、市としても危惧しております。また、建設業者が減っているという状況も国をはじめ建設産業全体で危惧しているところもあります。現在、静岡市は、市内業者を中心に工事発注し、市内の業者を育てていきたいと思いますというところが念頭にあります。しかし、災害時においては市内に限定せず、富士市、富士宮市、藤枝、焼津のような広域に渡って連携していくような準備を改めて整えていかなければいけないというところは、全庁として準備を始めたところです。また、現在は静岡市、静岡県、国土交通省それぞれバラバラに発注してるところがありますが、災害復旧に関しましてはより迅速に復旧ができるよう、例えば、国の方が先行して業者を決めて作業できていくのであれば、そこに市や県も同調するだとか、随意契約を使いながら契約の方法も検討していきたいと思っております。</p>
---	--

<p>安倍川が被災した時に、同一断面で被災してるところがあり、区間によって復旧している部分としていない部分があり、何故その差が出るのだろうかと気になっていました。そのため、県や国と連携を取り、スムーズな対応をしていただきたいと思います。</p>	
<p>③ 令和5年度水港委第1号 由比漁港外1漁港施設機能強化基本設計業務委託</p>	
<p>質問</p>	<p>回答</p>
<p>Q1-1（浅野委員） この後、詳細設計のようなものはまた別途発注するのか。</p>	<p>A1-1（水産漁港課） 令和6年度に、詳細設計の発注を行っていく予定です。</p>
<p>Q1-2（浅野委員） 基本設計と詳細設計とを分けるメリットあるのか。</p>	<p>A1-2（水産漁港課） 基本設計においては、工法の検討、そもそもどのような形でこの防波堤を作り上げていくか、強化していくかというところから検討していきます。工事の内容、規模感を決めた上で、詳細な設計に発注するという形です。詳細設計については、実際の細かい施工内容、設計書を作るというような設計と考えてもらえば良いかと思います。</p>
<p>Q2-1（狩野委員） 抽出事案説明書、入参加資格の中の【技術者の資格等】の中にRCCMと出てきているが、これは一体何を意味するのか説明して欲しい。</p>	<p>A2-1（水産漁港課） RCCMとは、レジスタードシビルコンサルティングマネージャーのことで、土木工事に関する専門技術の有資格者を指します。建設コンサルタントに登録した会社に勤務してる技術者が申請を行える資格として、各分野に分かれておりますが、その各分野のある程度の技術力を持っているということで、技術力を測る一つの目安として、入札参加資格要件に記載しております。</p>
<p>Q2-2（狩野委員） 抽出事案説明書、入参加資格の中の【技術者の資格等】の中で、（3）の配置技術者は、直接的雇用関係記載されているが、（1）、（2）に記載されている管理技術者</p>	<p>A2-2（事務局） （1）管理技術者、（2）照査技術者は、配置技術者ということになります。（1）と（2）に記載のある方を直接雇用してください、というのが（3）という事になります。</p>

及び照査技術者は直接雇用でなくてもよいという意味なのか。	
④ 令和5年度道計委第28号 両河内スマートIC（仮称）用地測量業務委託（その3）	
質問	回答
<p>Q1-1（浅野委員） 抽出事案説明書の中で、指名業者を選定した考え方のところで、21者の中から、業務実績等を考慮して7者を選定したとありますが、業務実績等っていうのは何を意味してるのか。</p> <p>Q1-2（浅野委員） 星取表というのは、同様な業務においてどこを参加させたかどうかを記しておき、指名が少ない場合は少ないところから選ぶようなものですか。</p> <p>Q2（狩野委員） 入札結果表の4番目のアプト測量事務所の法人番号が入っていないのですが、これはどういう事でしょうか。</p>	<p>A-1（道路計画課） まず業務実績というところが一つございます。そのほか、指名競争入札のため地域性等も踏まえ、今回は清水区の方を多めに指名しております。星取表という指名する順番の表を作っておりますので、順番に指名をしていくというようなところで</p> <p>A1-2（道路計画課） そのとおりです。1年間に、同種の業務がいくつかありますので、順番に平等に指名をするようにしております。</p> <p>A2（事務局） 法人番号を持っていない個人事務所の方となります。個人事務所であっても入札参加資格は取れます。7番目のアーサーベイさんにおいても同様です。</p>
⑤ 令和5年度教施工委第1号 中学校校舎空調設備設置工事実施設計業務委託	
質問	回答
<p>Q1-1（坂本委員長） 空調設備工事を行う場合も、入札で決めるということか。</p> <p>Q1-2（坂本委員長） 令和6年度から工事を行うということは、この設計業務が終わったらすぐに発注するということか。</p> <p>Q2-1（浅野委員） 設計監理組合26者というのは、静岡市</p>	<p>A1-1（教育施設課） そのとおりです。</p> <p>A1-2（教育施設課） はい、設計業務が完了しましたら、その後工事の発注手続きを進める予定となっております。</p> <p>A2-1（教育施設課） ほとんどが市内業者ですが、一部それ以外の設</p>

<p>内の設計会社全てが該当するのか。</p> <p>Q2-2（浅野委員）</p> <p>随意契約を行うという事は何か特殊な事情があってしかるべきと思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>計会社となっています。</p> <p>A2-2（事務局）</p> <p>団体において官公需適格組合という資格を取っていただきますが、今回、静岡市内の官公需適格組合として、建築の設計ができる組合が1者しかなかったということになります。緊急的な場合、大規模なものの場合、先ほど教育施設課から説明があったとおり、1件ごと発注者の指示をしていくことに事務的なロスが生じる場合においては、官公需適格組合にお願いしていこうという方針がございます。その中で、今回、建築の設計ができる市内の組合が1者だったということで、随意契約になっております。しかし、建築の設計ができる官公需適格組合が2者以上あれば、随意契約ではない方法で発注したのではないかと考えられます。</p>
<p>Q2-3（浅野委員）</p> <p>官公需適格組合というのは、教育施設課のところで、よく用いられると仕組みですか。</p>	<p>A2-3（事務局）</p> <p>市内に建築設計で登録している業者は53者います。53者のうち26者が組合に加盟しているという状況です。官公需適格組合の利用に関しては教育施設課だけではなく、令和4年度の災害時に、市営住宅が市内全域で被災を受けたところがありまして、床下浸水して被災した畳を一斉に交換しなければいけないという事態が発生しました。この時も同じように、官公需適格組合として登録されている畳組合に対して、随意契約で発注しました。</p>
<p>Q2-4（浅野委員）</p> <p>この組合に加入するのは自由ということか。</p>	<p>A2-4（事務局）</p> <p>この組合に入るのは任意となりますが、入るための条件もあるかとは思いますが。業界ごとの組合の様々な組合員、協会がありますので、それは各々だと思います。</p>
<p>Q2-5（浅野委員）</p> <p>他の工事では、小さい金額でもどんな個々の場所であっても、本来入札という制度があるなかで、それぞれ1件ごとに入札</p>	<p>A2-5（教育施設課）</p> <p>事業全体のスケジュールとしましては、令和6年から8年という3ヶ年となっておりますが、なるべく早く各学校にエアコンを整備したいという</p>

<p>を行っているが、今回は、緊急に設計しなければいけないという特別な事情のために随意契約としたということか。</p>	<p>ところになります。令和8年までにエアコン設置を完了するために、設計と工事のスケジュールリングの中で、中学校の当該設計業務は、令和6年度には終わらせる必要がありました。また、当然市内全域が対象となっているので、各学校の調査や打合せを行うことを鑑みますと、土地勘と機動力を持った人的動員ができるようなところ、ある程度市内の学校に関して熟知していること等がポイントになってきます。時間的、業務量的にできるということで、今回は静岡設計監理協同組合に随意契約をしました。また、市内の小学校、中学校の普通教室においては既にエアコンを設置しておりますが、今回と同様に設計して工事という流れであり、その設計業務についても静岡設計監理協同組合にお願いしたという経緯がございます。</p> <p>A2-5（事務局）</p> <p>委員のおっしゃる通り、基本的には一つの案件に対して一つの業者に設計をやっていただくというのが通常の流れであり、原則だと思っております。ただ今回のように、複数の学校が存在する中で、同じような思想で設計をしていかなければならないというものが根底としてありますので、その中で一つの組合に発注すれば、その組合にいる26者の業者は、同じ思想の中で業務にあたることができ、空調に対する同じような考え方を持って動いていただける。ある程度、時間の制約がされた中で、製品の設計を上げていっていただけるというところは、この組合しかないでしょうということで、今回随意契約をやっていたというような形になっております。</p>
---	--

<p>2 低入札価格調査結果について</p>	
<p>質問</p>	<p>回答</p>
<p>案件なし</p>	

3 入札参加停止等措置の状況について	
質問	回答
質疑なし	

4 令和6年度以降の入札監視委員会の開催について	
質問	回答
質疑なし	